

平成30年台風21号ならびに
北海道胆振東部地震被害等に関する
要請書

平成30年9月
北海道農業法人協会

平成30年9月4日から5日にかけて台風21号が北海道に接近し、強風により道内各地に甚大な被害をもたらしております。さらに9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、北海道全域に渡る大規模停電が発生し、集乳システムや青果コールドチェーンが停止したことにより、大量の生乳が廃棄されるとともに、乳牛がダメージを受けるなどの被害が発生しております。9月13日閣議において、北海道胆振東部地震についての被害が激甚災害の指定とされたところでございます。

北海道農業法人協会としては、被害からの早期復旧と安定的な農業経営維持のために、会員農業経営者に対して、有益な情報提供を行ってまいり所存でございます。

北海道におかれましては、この度の災害からの迅速な復興と将来的にも安心して農業経営を行うことができるための環境整備に向け、下記の要請事項に対し、特段のご配慮を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 復興予算の確保

- (1) 農地・農業用施設、乳牛の棄損等の被災に対する復興支援や、地震による土砂崩れにより生じた土砂等の除去などの災害復興事業に対する予算を確保すること。
- (2) 被災した農業経営者に対する、災害関係制度資金等の円滑な融資や既往負債の償還猶予・免除、共済金の適切な損害評価や早期支払い等を実施すること。

2. 防災に強い地域づくり

- (1) 地震により大規模停電が発生したことに対する原因の究明を行い、防止対策を講じること。
- (2) 自家発電機導入等の停電対策に対し、関係法令の規制緩和を含めた支援処置を講じること。

以上

平成30年9月26日

北海道農業法人協会
会長 南 和 孝